

## 様式 5

# 入札心得

### 1 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 郵送による入札は、認めない。

### 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
- (10) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

### 4 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

**ただし、岩手県に準じて低入札価格調査制度を採用する。【1億円以上の工事に適用する】**

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされな  
いおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれ  
があつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他  
の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

- (2) 入札執行回数は、1回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを  
引かせて落札者を決定する。  
この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事  
務に関係のない職員にくじを引かせる。

### 5 工事費内訳書等の積算資料の提出

- (1) 入札会場で工事費内訳書等の積算資料（様式は任意）の提出を求めるので、必ず入札会場に持参す  
ること。

(2) 入札書提出前に工事費内訳書等の積算資料を提出できない場合は、入札に参加できないこと。

## 6 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 7 契約締結の留意事項

(1) 落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（平成16年3月1日以降に申請したものにあっては、総合評定値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過した場合

イ 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対応する業種について本県を含む地域で命ぜられた場合

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合

エ 岩手県の指名停止処分又は書面による警告を受けた場合

(2) 契約にあっては、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(3) 契約にあっては、工事の施工に当たり、特許工法を用いる等合理的な理由がある場合を除き、この工事の入札に参加した他の者と下請契約（法第2条第4項に規定する下請契約）を締結してはならない。

(4) 契約にあっては、この工事に専任で入札執行の日の前3ヶ月以上継続して雇用している技術者（法に定める経營業務の管理責任者及び営業所選任技術者を除く。）を配置しなければならない。

(5) 契約締結後、現場代理人等通知書により配置技術者について通知する際には、経歴書の職歴欄に雇入れ年月日（雇用期間）を明記するとともに、監理技術者資格者証、健康保険証又は標準報酬決定通知書の写しを添付しなければならない。

## 8 あて名

入札書のあて名は、社団法人岩手県農業公社理事長千葉英寛とするものとする。